

シルバー派遣事業に係るマージン率の情報提供について

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。よって、労働者派遣法第23条第5項により次の情報を提供します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

令和7年度実績より

1 派遣労働者の数	169名
2 派遣先の数	29社
3 マージン率	20.8%
4 派遣料金の平均額	11,663円（1日8時間労働に換算）
5 派遣会員の賃金の平均額	9,242円（1日8時間労働に換算）
6 教育訓練に関する事項	安全衛生研修、交通安全講習、入職時講習等
7 その他事項	・労災保険、有給休暇制度等 ・社会保険、雇用保険加入なし (臨時的かつ短期的な就業であるため)

派遣元実施事務所

公益社団法人 長野県シルバー人材センター連合会 更埴地域事務所

〒387-0011 長野県千曲市大字杭瀬下 820-3